平成２３年（フ）第４６６号
高知市一宮西町２丁目20番２号　改住11号
債務者　山本　益義
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県対馬市美津島町雞知甲1212番地
債務者　木村　満夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅148棟13号
債務者　兒玉　陽一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８７号
奈良市南紀寺町３丁目65番地の15
債務者　中西　正明
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３４号
奈良市三条大路５丁目５番10号
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８号
奈良県生駒市東菜畑１丁目83番地１
債務者　上阪　拓司
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９６号
奈良市大安寺１丁目19番６―201号
債務者　垣口　広美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７３号
富山市針原中町305番地　市営住宅15棟106号
債務者　岡田　安代
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
富山市藤木1853番地　ディアス藤ノ木Ａ棟102号
債務者　明官　輝彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
富山市茶屋町64番地１　パークイン呉羽Ａ棟101号
債務者　牧田　　卓
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２００号
富山市稲荷町１丁目４番10―102号　福一マンション
債務者　加藤　重光
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
熊本県荒尾市荒尾4110番地
債務者　東　　洋美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第４２９号
熊本市鍛冶屋町６番地　908号
債務者　草野　　穣
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２３５３号
東京都江戸川区平井３丁目13―15―303
債務者　香村　京子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３９４号
神奈川県横浜市栄区公田町740　18棟501号
債務者　阿部　幸治
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５０号
東京都板橋区徳丸３丁目２―２―701
債務者　高毛禮　昇
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６５号
東京都調布市調布ケ丘１丁目18―76―303
債務者　大塚小夜子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部